



島根県報

平成24年11月6日（火）

第2,442号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

平成24年11月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	2
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	2

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	3
都市計画変更の図書の縦覧	(下 水 道 推 進 課)	3

【雑 報】

危険物取扱者試験の実施	(消 防 防 災 課)	3
-------------	-------------	---

告 示**島根県告示第618号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成24年11月19日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第619号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

松江市鹿島町名分字池後1467、1470

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第620号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	平成19年度～24年度	16枚	1冊	西尾⑥	平成24年10月29日
松江市	平成13年度～24年度	96枚	1冊	美保関Ⅵ	平成24年10月29日
益田市	平成21年度～24年度	60枚	1冊	津田・木部	平成24年10月29日
益田市	平成8年度～24年度	9枚	1冊	高津1-7	平成24年10月29日
益田市	平成21年度～24年度	44枚	1冊	鎌手-I	平成24年10月29日
益田市	平成21年度～24年度	18枚	1冊	三谷Ⅲ	平成24年10月29日
益田市	平成16年度～24年度	32枚	1冊	山根-1	平成24年10月29日

益田市	平成10年度～24年度	7枚	1冊	久城4	平成24年10月29日
出雲市	平成22年度～24年度	46枚	1冊	乙立②	平成24年10月29日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

大田市長久町長久字中川原口265番8、口265番9、口265番10、口265番11

面積 3,736.9平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県高崎市栄町1番1号

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 一宮忠男

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成24年11月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

益田都市計画下水道

2 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成24年度第5回危険物取扱者試験を次のとおり実施するので、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第56条第1項の規定により公示する。

平成24年11月6日

財団法人消防試験研究センター理事長 鈴木 良 一

1 試験の種類

乙種危険物取扱者試験

2 試験日時及び試験場所

(1) 試験日時

平成25年2月10日（日） 13時30分（13時00分までに集合すること。）

(2) 試験場所

松江市、出雲市、浜田市、益田市、隠岐の島町

3 受験手続

(1) 受験願書提出先

書面申請（願書による受験申請）と電子申請（インターネットによる受験申請）の2通りのうち、いずれかによる。

ア 書面申請の場合

財団法人消防試験研究センター島根県支部（願書を持参又は郵送のこと。）

イ 電子申請の場合

財団法人消防試験研究センターのホームページに詳細掲載

ホームページアドレス <http://www.shoubo-shiken.or.jp>

(2) 受験願書受付期間

ア 書面申請の場合

平成24年12月7日（金）から同月21日（金）まで（郵送の場合は、12月21日の消印有効）

イ 電子申請の場合

平成24年12月4日（火）午前9時から同月18日（火）午後5時まで（受付期間中、24時間受け付ける。）

(3) 受験手数料

乙種危険物取扱者試験 3,400円

4 その他

(1) 書面申請の場合

ア 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター（事務所）、各消防本部及び各地区危険物保安協会

イ 郵送により受験願書を請求する場合

「危険物取扱者試験願書請求」と朱書した封筒に、140円分の切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒（A4サイズ）を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部あて送付する。

ウ 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 F A X 0852-25-8242

(2) 電子申請の場合

問合せ先

財団法人消防試験研究センター 電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く。）